

〔史料紹介〕

座談会「在日朝鮮人問題に就て」（一九四八年）

解題

水 野 直 樹

1

ここに翻刻・紹介するのは、宮城県石巻市にある市立石巻文化センターの所蔵されている「布施辰治資料」に含まれている「在日朝鮮人問題に就て」と題する座談会記録である（分類番号3-040）。

布施辰治は、後述のように在日朝鮮人運動に深い関わりを持った弁護士であり、その旧蔵資料には朝鮮関係の多くの資料が含まれている。現在、布施の旧蔵資料は、明治大学図書館（裁判関係資料）、朝鮮大학교（朝鮮関係資料）、石巻文化センター（原稿・メモ、記事切り抜き、写真などの資料）に分かれて保管されている。石巻文化センター所蔵資料については、同センター編『布施辰治関係資料収蔵品目録』（石巻文化センター、一九九二年）が作成されている（目録作成後に整理された資料も所蔵されている）。

石巻文化センター所蔵の「布施辰治関係資料」には、興味深い資料が多いが、戦後の在日朝鮮人運動との関連で特に貴重な資料の一つが、ここに翻刻する「在日朝鮮人問題に就て」と題する座談会記録である。

この座談会は、在日本朝鮮人連盟（以下「朝連」と略記）が開いたもので、司会者の金英準が最初に述べているように、「在日本朝鮮人の國籍の問題、選挙権の問題、教育権の問題等、色々問題になつて居るあらゆる問題、また義務とか権利の問題、そういうことに就て、本當に民主的な立場から我々考えてみようと思う」というのがその趣旨であった。座談会の記録は、何らかの形で印刷・刊行することが最初から計画されていたと考えられる。しかし、記録は印刷・刊行されることなく、その後忘れられてしまつたようである。

「布施辰治関係資料収藏品目録」に含まれる「在日朝鮮人問題に就て」は、四百字詰め原稿用紙で六七枚に青インクの同一筆跡で淨書されている（『布施辰治関係資料収藏品目録』では「六八枚」とされているが、実際には六七枚である）。別の筆跡で修正が加えられた部分も見られるが、座談会での発言者それぞれが文章に手を加えた痕跡はない。誤字が多いことや意味不明の文章が多いことなども、そのためであろう。したがつて、この原稿は完成したものではなく、作成・編集の途中で何らかの事情で完成を見ないまま放置されたものと考えられる。布施の手許に残ったのもそのためであろう。

翻刻にあたつては、旧字体を含めてなるべく原文どおりにするよう努めたが、次の原則にしたがつて部分的な修正を加えた。

- (1) 略字体は一般的な字体に改めた（次オ→次第、卓→点、問題→問題、吉界→世界）。
- (2) 明らかに誤字と考えられる部分は訂正した。例えば、開放→解放、適応→適用、非抑圧→被抑圧、断圧→弾圧、自信→自身、などである。
- (3) 断定はできないが誤字と考えられる部分は、その後に「」をつけて正しいと思われる字句を補つた。例えば、律法令〔立法例〕。文脈から考えて文字を補う必要がある場合も、「」内に記した。
- (4) 発言者が替わるところでは、読みやすいように一行空白をとつた。もとの原稿に空白はない。
- (5) 注記が必要な事項については、その横に（1）（2）などの番号を振り、水野が作成した補注として末尾にまとめた。

なお、座談会では、「北鮮」「南鮮」という言葉が使われているが、これらは当時の日本での言葉遣いを反映したものと考えられる。現在では差別的な用語と見なさねばならないが、歴史的資料としての座談会記録の性格を考慮して、書き改めることをせず、原文どおりとした。

座談会出席者の略歴は、次のとおりである。

尾形昭一（おがた・しょうじ、一九〇一—一九六七）評論家。熊本県生まれ。東大法学部政治学科卒業。外務省に勤務し、戦時中調査部の課長を務め、敗戦直後に調査局長となつた。一九四六年に外務省をやめ、世界経済研究所を設立して常務理事となり、外交評論家として著述活動を行なう一方、日ソ交流協会常務理事などを歴任、社会主義国との交流活動に尽力した。

鹿地亘（かじ・わたる、一九〇三—一九八二）作家・評論家。大分県生まれ。東大入学後の一九二六年から学生団体の新人会やマルクス主義芸術研究会などに加入、労働争議の支援活動に参加。二七年プロレタリア芸術連盟、翌年全日本無産者芸術連盟、二九年日本プロレタリア作家同盟の結成に参加。作家同盟書記長、日本共産党员として、小林多喜二らとともに活動したが、文学運動の路線をめぐって宮本顕治ら共産党地下指導部と対立した。三四年検挙され、翌年転向、出所する。三七年日中戦争のさなか、上海から香港に脱出、武漢（のち重慶）の国民政府に身を寄せ、三九年日本人反戦同盟を組織して、日本軍に対する宣伝工作を行なつた。反戦運動を通じて朝鮮義勇隊を率いる金元鳳と親交を結んだ。しかし、蒋介石・国民党との関係は必ずしも順調ではなく、鹿地は一時国民党により政治活動を停止させられた。四六年に帰国、日本民主主義文化連盟、新日本文学会などで活動したが、五一年にアメリカの特務機関（キャノン機関）に拉致され、約一年間監禁されるという事件で社会的関心を引いた。

布施辰治（ふせ・たつじ、一八八〇—一九五三）弁護士。宮城県生まれ。一九〇二年明治法律学校（現明治大学）卒業後、検事代理となつたが、半年で辞任、弁護士を開業。一九一〇年代後半から弁護士として社会運動に関わり、二年自由法曹団を結成して本格的な活動を展開した。関東大震災時の朝鮮人虐殺を非難し、朴烈・金子文子事件、朝鮮共産党事件などの弁護を担当し、多くの朝鮮人と親交を深めた。日本共産党事

件での弁護活動によって弁護士懲戒裁判を受け、三三年には労農弁護士団の検挙事件で逮捕され、懲役二年の判決を受けた。四〇年に出獄したが、弁護士資格は剥奪された。戦後、弁護士としての活動とともに各種の社会運動参加を再開し、在日朝鮮人運動にも深く関わり、阪神教育闘争の真相調査団、朝連解散命令に対する訴訟代理人などを務めた。一〇〇四年には、韓国政府から「建国勳章」を追叙された。

平野義太郎（ひらの・よしたろう、一八九七—一九八〇） 東京生まれ。一九二一年東京帝国大学法学部卒業後、助手を経て、一三年に助教授となつた。マルクス主義に接近して、野坂参三の勧めで産業労働調査所の活動に協力。二七年から三〇年までフランス、ドイツに留学、『資本論』を研究するとともに、国崎定洞らと社会科学研究会を組織、国際反帝同盟大会にも参加した。帰国後、共産党へのカンパ容疑で検挙され、東大を罷免された。三三年野呂栄太郎らと『日本資本主義発達史講座』を編集、三四年に著書『日本資本主義社会の機構』を刊行し、講座派マルクス主義の指導者の一人となつた。三六年コム・アカデミー事件で検挙されたが、起訴留保で釈放。四〇年からは東亜研究所で中国農村慣行調査に参加、太平洋協会調査部長などを務め、「大東亜共榮圏」に理論的基礎を与えるアジア解放論を唱えた。戦後、中国研究所を設立、日本学術會議会員を務める一方、平和を守る会の書記長などとして平和運動を展開した。

金英準（キム・ヨンジュン） 詳しい経歴は不明だが、一九四七年一一月時点では朝連常任中央委員を務めていた。

李心喆（リ・シムチヨル、一九〇七？—？） 忠清南道唐津郡生まれ。朝鮮の普通学校卒業後、渡日。石川県で労働運動に参加、三〇年に朝鮮人労働者を中心に石川自由労組を結成し、日本共産党系の労働組合全国協議会（全協）土建労働組合に加入了。三二年全協石川地区協議会を再建し、北陸地方の全協活動を指導した。三三年検挙され、懲役二年の判決を受けた。一九四五年一二月朝連石川県本部委員長、朝連中央委員に選ばれた。座談会の時点では朝連中央書記局書記長の職にあり、日本共産党を支持する立場をとっていた。

韓德鉢（ハン・ドクス、一九〇七一一〇〇一） 慶尚北道慶山郡生まれ。朝鮮で中学を終えた後、一九二七年に渡日、日大専門部に入学。日本共産党系の労働組合全国協議会に加入して労働運動を行なう。一九三四年に熱海トンネル工事の労働争議を指導して検挙され、懲役二年、執行猶

予三年の判決を受けた。一九四五年一一月在日本朝鮮人連盟神奈川県本部委員長となり、朝連中央本部総務局長・文教局長などを歴任。一九五五年の在日本朝鮮人総聯合会結成の中心となり、死去するまで議長を務めた。

座談会には「外常任委員会一同」が参席したとされているが、発言が記録されておらず、誰であったかは不明である。

日本人側参加者は、いずれも在日朝鮮人の運動団体と関わりが深く、『民主朝鮮』その他の雑誌にも寄稿していた人物である。このうち、尾形昭二（世界経済研究所理事）、鹿地亘（日本民主主義文化連盟常任）、布施辰治（自由法曹団）は、他の五名とともに在日朝鮮学校事件真相調査団員として一九四八年五月一日から五日間にわたって大阪と神戸で調査活動を行ない、五月一五日には調査報告書「朝鮮人学校事件の真相」を発表している（金慶海編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集 I 四・一四阪神教育闘争を中心に』明石書店、一九八八年、収録）。

3

この座談会が行なわれた時期を検討しておきたい。というのは、もとの原稿には「五月十七日」と記されているだけであるが、その横に鉛筆で「一九四七年？」と添え書きがなされているからである。これが布施の筆跡でないことは明らかであるが、いつ書かれたものなのかはわからない。布施辰治関係資料が石巻文化センターに移管される以前にすでに書かれていたように思われる。

しかし、内容からして座談会は、一九四七年五月一七日ではなく、一九四八年五月一七日に開かれたものと考えなければならない。「森戸」、つまり一九四七年五月二十四日に成立した片山哲内閣で文部大臣となつた森戸辰男（次の芦田均内閣でも文部大臣となり、一九四八年一〇月までその職にあった）の名前があげられていること（213頁）、朝連などが外国人登録令による登録に応じたのは一九四七年八月以降であること（213頁）などからである。さらに、南朝鮮で一九四八年五月に実施された単独選挙、同年四月に開かれた南北連席会議（全朝鮮政党・社会団体代表者連席会議）などの朝鮮半島の動向が取り上げられていること（231頁以下）からも、一九四七年と考えるより一九四八年であると見る方が自然である。

ただし、一九四八年五月に開かれた座談会であるなら、朝鮮学校閉鎖問題、阪神教育闘争などの教育問題に触れた発言がもっと多くなつても

よいと思われる。教育問題については座談会であまり取り上げないことが前提とされていたのかもしれないが、先に述べたように、日本人側参加者四名のうち三名が座談会の一週間前には阪神教育闘争の真相調査団に加わっていたことを考へると、教育問題への言及が少ないので不思議である。

なお、原稿の最初に「所 中總」と書かれているのは、座談会が「在日本朝鮮人連盟中央總本部」で開かれたことを表わしている。

4

前述のように、この座談会の目的は、「在日朝鮮人の國籍の問題、選挙権の問題、教育権の問題等、色々問題になつて居るあらゆる問題、また義務とか権利の問題、そういうことに就て、本當に民主的な立場から我々考えてみ」ることにあつた。一九四五年八月一五日の日本敗戦・朝鮮解放によつて、日本に居住する朝鮮人の法的地位とそれに規定される様々な状況は、きわめて複雑なものとなつた。日本政府は、連合国との講和条約によつて日本の旧領土の帰属問題が決着し、その住民の国籍が決定するまで、日本に住む朝鮮人は日本国籍を保持するという見解をとつていた。しかし、その一方で、一九四五五年一二月の衆議院議員選挙法改正では、「戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者ノ選挙権及被選挙権ハ当分ノ内之ヲ停止ス」という付則を設けて、朝鮮・台湾出身者の参政権を「停止」して、事実上の外国人扱いを始めた。さらに、一九四七年の外国人登録令では、朝鮮人と一部の台湾人は登録令の「適用については当分の間外国人とみなす」と規定した。他方では、よく知られているように、朝鮮人・台湾人は日本の法律に従うべきだとして、警察による取り締まり、刑事裁判、課税を行なうだけでなく、教育その他の面でも朝鮮人の民族的権利を抑えようとした。

在日朝鮮人の側では、自らの地位を「解放民族」「外国人」とする見方が強かつたが、その一方で参政権の獲得を主張する意見もあつた。最大の朝鮮人団体である在日本朝鮮人連盟の中でも、これらの問題について見解の違い・対立が見られた。

このような状態であったため、国籍や参政権の問題に対してもどのような立場をとるのか、そしてそれがいかなる根拠を持つものであるかを、運動の観点、あるいは政治状況や国際情勢（特に朝鮮半島の情勢）との関連で整理しておくことが必要であると考えられたのであろう。また何よりも当時の運動の側に不足していた法的側面からの検討が必要であった。朝連中央總本部主催でこれらの問題について話し合う座談会を開き、

その記録をパンフレットなどの形態で広く配布する計画がたてられたと思われる。座談会の最初の発言者が「記者」とされているので、朝連の機関紙に連載する予定だったのかもしれない。しかし、座談会を開き、その記録を原稿化した段階で、何らかの事情で印刷・刊行に至らなかつたのであろう。

5

結局陽の目を見るうことのなかつたこの座談会の記録は、六〇年近い年月が経過した現在の目から見て興味深い点が多い。

何よりも、在日朝鮮人の国籍・法的地位、参政権などの問題について、当事者とそれに近い立場の日本人が自らの見解をこれほど詳しく語った資料はほかには見られない。これらの問題については、従来日本政府やGHQの認識・政策の面から検討を加える研究が行なわれてきたが、在日朝鮮人の側の認識や運動論を詳細に論じた研究はなされてこなかつたといつてよい。当該時期にそれを記録した資料がきわめて少ないことが大きな理由であった。その点で、座談会記録は貴重な資料となるものである。

座談会では朝連の幹部や彼らに近い立場の日本人が「本音」を語っているといつてよい。国籍、参政権などの問題が現実的にも理論的にも解決の難しいものであるという共通の認識が座談会記録によく表われている。朝鮮人の側は、在日朝鮮人が朝鮮民族の一員として日本では「外国人」として扱われるべきだとしながら、政治運動の観点から参政権の要求は当然とみなす見解を示している。

当時日本共産党は朝鮮人の参政権要求を支持する見解をとり、朝鮮人党员にそのための活動を展開するよう指示していた。しかし、党として朝鮮人の参政権獲得を前面に掲げる活動はほとんど行なわなかつたといわざるを得ない。座談会に出席した日本人で、日本共産党に属していたのは平野義太郎だけだったと思われるが、平野の発言が在日朝鮮人を「少数民族」と見なして、その権利を主張する傾きを示しているのは、当時の共産党の見解を受けてのものであつたと考えられる。他の日本人参加者は、共産党にシンパシーを持つていたとはいえ、政治的には無党派の立場であった。鹿地と尾形は、「国籍＝参政権」という当時の一般的な見解にとらわれて、外国人である在日朝鮮人は参政権を要求すべきでないと述べている。尾形は『民主朝鮮』第二二号（一九四八年八月）に「朝鮮人の地位について」という文章を書いているが、そこでも同様の見解を表明している。もちろんこの一人が在日朝鮮人の「外国人」としての権利を守る立場に立っていたことも、間違いないところである。

座談会出席者の中でもっとも興味深い発言をしてているのは、布施辰治である。経歴に記したように布施は早くから朝鮮人の様々な運動に弁護士として関わってきたが、戦後は特に在日朝鮮人運動に深い関わりを持つことになった。阪神教育闘争や在日本朝鮮人連盟の解散などに際しては、調査団・弁護団を組織して、在日朝鮮人の運動を擁護した。在日本朝鮮人連盟など左派団体の顧問弁護士といつても過言ではないが、その一方で戦前から朴烈と親交があったことから、朴烈ら右派の朝鮮人との関係も浅からぬものがあった。右派の新聞・雑誌に寄稿した布施の文章が石巻の布施資料には残されている。布施は政治的立場の如何を問わず朝鮮人の民族的権利の擁護に尽くしたといってよい。

座談会における布施の発言は、「少し違う」とされている（225頁）が、記録を読むと、他の日本人、朝鮮人の見解とはかなり異なる独自の見解を表明しているといわねばならない。尾形から「布施先生が一番進歩的ですね」と言われている（226頁）とおりであろう。布施の見解は、法律家として朝鮮人運動に関わる中で得た経験と知識にもとづいているが、在日朝鮮人の法的地位に関するところをまとめることができる。（1）朝鮮に住む朝鮮人の国籍と日本に住む朝鮮人の国籍とでは扱いを異にすること、（2）在日朝鮮人の法的地位や参政権の問題は、実際の生活の中で在日朝鮮人が日本社会と深いつながりを持っていることを前提として考えねばならないこと、（3）「国民」であることが参政権の要件とされているのが問題であって、それを改めねばならないこと、（4）国籍や法的地位に問わりなく在日朝鮮人の民族的権利は保障されねばならないこと、などである。日本と朝鮮との歴史的な関係、在日朝鮮人の法的地位に関する歴史的経緯を踏まえていることも注目すべきであろう。

なお、布施は座談会での発言を準備するためにメモをつくっていたことが確認できる。石巻文化センター所蔵の布施資料の中に、二〇〇字詰めの「布施辰治用箋」二七枚に一行空けで布施が書いたと見られる表題のないメモ（番号3-057）が残っているが、その内容は座談会での発言とほぼ同一である（『布施辰治関係資料収藏品目録』では、仮の表題として「在日朝鮮人の国籍問題について」とされている）。布施は、「この問題に就て、特に研究して來たという意見を持つて居る訳ではありません」と述べている（220頁）が、その発言は思いつきでなされたものでなく、以前から考えていたことをまとめたものといえるのである。

上にあげた布施の見解のうち、(3)の「国民」、参政権に関わる点について、他の資料も利用して少し検討しておきたい。布施が、「選挙権の條件としてその國の國民であることなどということが大きな問題なのであつて、これは除去されるのが當然なのである」(222頁)と述べていることは、定住外国人の参政権問題が大きな問題となつてゐる現在の時点から見ると興味深い見解である。当時は「国籍＝国民＝参政権」という見方が根強く、座談会参加者もそのような見方に拘束されていたが、布施はそれに異論を唱えているのである。布施が「外國人に選挙権を與えないような國家主義の法律を改められる系口を求める意味」(223頁)から在日朝鮮人の参政権は認められるべきだとしていることも重要である。

それとの関連で、布施が「私は寧ろ國家の主権は國民にあるといった如き憲法が、國民の資格を決定すべきものだという意見を持つて見ておるのです」(228頁)と述べてゐることに注目しておきたい。座談会では明確に述べていないが、「国民の資格」に関する布施の見解は、血統主義的な国籍概念を打ち破ろうとしたものであった。布施が一九四六年一月一日に発表した「憲法改正私案」の第一条は、「日本国民タル資格」を六号にわたつて定めている。そこにも血統主義・父系主義の色合いが強く見られることは否定できないが、布施はそれとは異なる国籍概念を持ち込もうとしたことが、第五号に示されている。そこでは、「継続シテ一〇ヶ年間、断続シテ二〇ヶ年間、日本領土内ニ生活ノ本拠ヲ置キテ定住シタル者ハ、之ヲ日本国民トス」としてゐるのである。生地主義ではなく、定住期間によつて日本国籍を認めようとしているのは、在日朝鮮人の状況を意識してのものだったかもしれない。ともあれ、布施が国籍を血統で決める法制度を改めようとしていたことは確かである。

以上のような布施の見解は、戦後日本にあって稀有なものであつたといわねばならない。戦前の植民地支配の歴史などなかつたかのように、旧植民地出身者の権利を無視する形で、「國民主権」にもとづく「國民國家」の形成へと進んだ戦後日本において、それとは異なる原理を持ち込もうとしたほとんど唯一の人物として、布施辰治の名前をあげができるのではないか、と筆者は考えている。

そのような点でも、この座談会記録は重要な資料であり、紹介する価値の高いものといえる。広く利用されることを願うところである。

(参考文献)

森田芳夫『在日朝鮮人待遇の推移と現状』法務研修所、一九五五年。

朴慶植『解放後在日朝鮮人運動史』三一書房、一九八九年。

金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』勁草書房、一九九七年。

大沼保昭『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』東信堂、二〇〇四年。

松本邦彦「在日朝鮮人の日本国籍剥奪——日本政府による平和条約対策研究の検討——」『法学研究』(東北大) 第五二巻第四号、一九八八年一〇月。

水野直樹「在日朝鮮人・台湾人参政権「停止」条項の成立——在日朝鮮人参政権問題の歴史的検討(1)(2)——」『研究紀要』(世界人権問題研究センター)

第一号、一九九六年三月、第二号、一九九七年三月。

森正「(資料紹介) 法律家・布施辰治による『憲法改正私案』と『朝鮮建国憲法草案私稿』」「名古屋市立女子短期大学研究紀要」第二九集、一九八〇年。

(付記) 座談会記録を翻刻することを許可していただいた石巻文化センターに感謝の意を表したい。

在日朝鮮人問題に就て

時 五月十七日
所 中總

出席者

尾形昭二 司会者 金英準

鹿地 亘 李心詰

布施辰治 韓德銖

外常任委員会一同

記者 お忙しいところお出で下さいまして有難うございます。尾形先生には、内容を申上げておりませんでいたけれども、今日お話をす
る討論の主題というものは、日本にいる朝鮮人に色々な問題、特にそ
の中に政治的な問題が集中されて来ると思うのですけども、所謂法律
的な問題に関して、もっと正しい結論を我々自身も持たなければなら
ないということで、今日こゝに會合を持った次第であります。このこ
とは在日朝鮮人の國籍の問題、選挙権の問題、教育権の問題等、色々
問題になって居るあらゆる問題、また義務とか権利の問題、そういう

平野義太郎

ことに就て、本當に民主的な立場から我々考えてみようと思うのです。

現在總司令部から出て居る指令⁽¹⁾とか、日本政府の態度とか、國籍登録令の問題とか、そういうことを色々研究しようというのであります。

最後に南國政府〔南朝鮮政府〕というものができるらしいのであります。ですが、あゝいったものに関連して、若しも南國政府が出来てしまつて、何等かの形で日本に対しても圧力が加わつて来るかとも思いますが、これは正式には日本が完全な独立國ではないのだから、はつきりと大使館とか公使館を置くことは問題があると思いますが、何らかの形であるのではないか。そういった場合には、こゝに居る朝鮮人はどういうことになるか。國內法に如何なる影響を持つか、討議すること自体がおかしいのですけれども、一應考えて見ようと、そういう点から話を進めるなどを計画して居ります。一九四六年の十一月二十日、地位に関する問題⁽²⁾、それから登録に関する問題を外務省からこっちの連盟が覚え書を書いたのであります。その場合日本當局の森戸⁽³⁾とか、教育部長というのが、日本に居る朝鮮人は、日本に國籍を持つが如く待遇されるとか、看做されるとかいう奇々怪々な見解を持って居つたのであります。そういう点をはつきり研究して見たいので、その点から話を進めて戴きたいと思います。

平野 先づ第一に朝鮮人の國際法上の地位、國籍に関する問題をお話ししたいと思います。在日朝鮮人の國籍は、私は段々つくり上げつゝ

ある國籍と見て居る。従つて常識的な法律概念でいうと、まだ國籍は取得して居りません。独立した國家が形成されて居らない。さればといつて無籍でもない。転て独立した時に獲得出来る過渡的な國籍を持つて居る状態だと、こう解する訳であります。だからその点は一面日本に國籍を持つて居るものではないことも明瞭であります。この今いわれたアメリカの出したステートメント⁽⁶⁾に云つて居る如き、朝鮮人が日本市民権を取得しなければならないという記事は誤りであるということは、その意味は正しいと思います。矢張り日本の市民権を持ったものでもないけれども、さればといって日本の法令に適用するということにもならない。今いれた形成されつゝある國家の成員である。國籍を取得しつゝある状態にあると理解する訳であります。これから色々な問題が、従来の政府が考えて居ると餘程違つて来る解釈があると思うのであります。こゝで特に私重大だと思われることは、日本の現在の戦後の占領、及び解放という政治的な考慮も含めて、被抑圧の少數民族たる國民と一應規定致したいと思うのであります。従つて分解すると、第一は、在日朝鮮人は嘗て被抑圧民族であったという点、第一の点から来ることは、従つて八月十五日以後は解放された民族である。このステートメントの、朝鮮人を解放された民族として扱うといふこと、も符合する訳であります。それがそのまま立ち消えになつたということは誤りであつて、矢張り解放された人民として、日本の政府が単なる普通の少數民族でなくして、解放される、解放しなければな

らない民族として、特別に庇護を加えるべき民族であるということが、このステートメントの初めのところにある訳であるし、これはその後立ち消えになつて来たといわれるけれども、それではいけないということ、被抑圧民族であつて、八月十五日以後は解放された民族として考えなければならぬことが第一であります。第二には、在日朝鮮人が假りにまだ國家が独立形体として確立されていなくても、日本の在日朝鮮人が、日本に居る六十万の少數民族であるという点、この点から古い前のポーランドの一九二〇年、チエツコスロバキヤの一九二一年の憲法の場合であつても、少數民族たる國民が、他の多數民族と同等の権利を有し、例えは学校教育の場合であつても、少數民族は人種的な学校教育をする必要があると、豫算の場合にも國及び市も一部の豫算を分け與える必要があるということを、憲法の明文に規定して居りました。このことが第一に日本の憲法になかつた缺陷であるけれども、なくとも性質としてはそういうふうに扱うべきであるということ、少數民族の保護の必要が出来て来ると、こう思うのであります。それから第三の場合は、まだ憲制が確立されていないのであるから、またその間に在日して居るという場合、純然たる外國人でもなく、純然たる日本人でもないといふところに、今のようなこんぐらがつた問題が生ずる訳であります。チエツコスロバキアやポーランドに在留する少數民族というものとは全く同一ではない訳ですが、しかし今のような憲法の規定などに準らえて考へるような、これから準すべき関係は、

一應独立してしまつて、新しい独立國と日本政府とが新しい條約を締結して司法上の地位を確立するまでは、謂わばチエツコやポーランドのような少數民族といふものに準らえて、軽て條約が出来た場合には確定出来るというふうに、一應規定するよりほかには方法がないと思うのですよ。そこで第三のことから營業税、所得税、市民税、連盟税⁽¹⁾、この問題はそういう條約締結のない以前は、一應日本の市民に準じて扱うということが出来て来る訳であります。それから民法上の権利、能力に就ても同様だと思うのであります。本来からいえば、條約の締結によって民法上の権利能力が定りますけれども、それも條約はなくても一應準じて考へていゝと思います。それから政治上の権利能力、選挙権とか、被選挙権、これは本當をいうと規定すべきであったのですね。たゞ一例として挙げますと、ウクライナで一九一九年の三月十四日の憲法で明確な明文を設けて居る。労働の目的を以てウクライナ國に在留する労働者は、本人の要求により、國民と同様の政治的能力を持つことが出来るという規定がある。こういう律法令〔立法例〕もあるのですが、日本の場合はなかつたのであります。そこに政治的権利能力、憲法その他を用ひないと一概にいえないのです。律法〔立法〕を論ずる時に別な解釈の場合、一應別個であります。第三は在留の権利、レヒツツールアウフウントフートといゝますが、そこでどうもこの文章が選択をした後に在留した場合には、一切取締りの適用を受けること、充分承知の上というのですが、その前提として、在留する権

利を反面からいえば、これによって認められたということが出来るのではないかと思うのであります。選択する場合でなく、在留した以上、在留することが権利なのだと……こゝはあとで御議論願いたいのですが、要するに在留する権利が出来て来ると思うのであります。まだ色々細かい話はありますが、先づ問題を出した訳であります。

鹿地 私はこういうことには門外漢なので、一應平野先生が仰しやつたことは御尤もだと思うのですが、昨日こゝに列席するように云われた趣旨は、中國における朝鮮人がどうなつて居るかということをお聞きしたいということでありました。そういう点から参考にはならないと思いますけれども、多少申上げて見ようと思うのであります。中国には朝鮮の人達が各地に居ります。それから國民政府との関係は発生して居るのですが、問題が非常に簡単ですから何の問題も起つてゐない訳です。それで國民党の側に居る人達の例を取つて見ますと、一般亡命者として取上げられて居るような形になつて居りますし、それも別に政治的に何かの誓文によつて、約束の上で亡命者として扱われて居る訳ではない訳です。ですからその後入つてきた人達も、ずるずるにそのまゝ幾らでも殖えたり減つたりして居るというのが、國民党的実態なのであります。金九やあの連中が居つた場合の状態を見ますと、これも政府内の、國民党内の政治的分派と関係を発生して、それに匿まわれて居るというような形で、亡命的な食客の形になつて居る

という訳ですね。その連中が朝鮮人を自分の手で握り込んで、政府と適當な関係を発生させし、自分の政治力にしたいと、躊躇は朝鮮に対する發言権にしたいというような陰謀があった訳であります。そうした場合に謂わば交渉團体というような形で問題が浮び上がって来る訳であります。けれどもそれはどの範囲でということはない。人の出入りも勝手ですね。それから今後その中で民族戦線をつくって帰つて行つた方々、金若山（金元鳳）さん⁽³⁾、あの人は非常に親しかったので良く分つて居りますけれども、矢張り暗黙のうちに軍事委員會を達成（構成）する亡命客として出入りが自由に出来た訳で、金九の側で政府と関係が発生して、無理やりにその中に統一し、またそれを利用して入つて行き、また送り帰されたということになつて居る訳であります。ですからあのところは法律的な根據であるということは、全然問題にならないだろうと思うのです。常識的に今日の場合を考えれば、こゝでは無論國籍の問題は平野さんがさつきお話になつた通りだと思います。それから法の適用がどうされるかというなら、そういう國籍の問題に渡り合わない限りに於て、政治問題に渡り合わない限りに於て、日本の治安上の問題とか、或はこういう不安定な形で生活して居る過渡期の少數民族が、その生活上の権利を保證されるに足るだけの刑法上の、或いは民法上の権利を持つべきだし、従つてそれは一定の拘束を受けると、こういう諒解があればいいではないかというふうに考えるのですが、大体その程度であります。

尾形 僕はこの問題のどういうことが問題になるかということを伺つてゐなかつたので、準備できなかつたのですが、大体國籍問題の根本に関連するものだから、多少考えて居ることを思付ひで申し訳ないのですが、そういう見地から申し上げて見たいと思います。大きな筋は平野先生のお説であると思います。しかしその点に就て、この指令がありますですね。この指令に僕はあまり拘泥する必要はないと思ひます。根本的には主張するものは、指令も変えて行かなければならぬと思います。指令も今拝見したのですが、これにマッチするような、即應するような行き方でなしに、もう少し離れて行きたいと思います。しかし有利な点は大いに利用すればいいのですが、問題は朝鮮の國籍ですが、彼等は非日本人といつて居る訳なのです。だから先づ日本の國籍といふのは持つていないと、これが根本原則として認められるのでありますから、主張しなければならない。そうなると國籍といふのは、庇護を受ける與える國があつて初めて國籍というものが意義をなす訳であります。それが矢張り朝鮮民族という訳でありますけれども、國籍という以上根據が伴わなければならぬ。そうすると一体日本人でないものなのですね。朝鮮民族だと云ふけれども、朝鮮國籍というものを持つて居るかどうか、誰が國籍の母体として朝鮮人を庇護するかということになる訳なのであります。そこでこの問題さえ定まれば、總てが解決すると思うのですが、この点今後私も研究したいと思うのであります。一應思付ひとして申しますと、日本だつて朝鮮

民族に対し非日本人であるということはいえない訳であります。これを定め得るのは専ら連合國なのであります。しかるにその連合國はもう日本に降服〔降伏〕を強いる時に、朝鮮は独立せしめるということを明確な條件として居る訳であります。その方向に全部進めつゝある訳であります。従つて國籍の母体といふものは、朝鮮という一つの國があるということは、今平野さんが形成されつゝあるということは正にその通りであります。朝鮮人としてはそういうものがあるということを主張していいのではないかと思うのです。それは國ではないですね。日本も國ではないので、國ではないものが果たして國民として國籍を與え得るかどうか、これは連合國の意志にかゝつて居る訳であります。その意圖を持って居れば、今いわれた交渉團体といふもの、これが外國人を抱擁する権限はないが、一つこの点據り所としてどういうものがあるかということを、朝鮮人として持ち得る筋合ににあるのではないかと思うのですよ。もう少し研究しなければならないと思いますが、非日本人とは、日本人からいえば外國人なのであります。その外國人が朝鮮民族なのであります。それで國籍を持ち得るためのもとが朝鮮國ではない訳であります。連合國からまだ朝鮮國としては認めていない。将来出来ることははつきりして居るが、だからこそ非日本人であるのです。それまで待つ必要があるかどうか、現に政府は別として、國家が出来つゝある。従つてこういう國籍の嚴然たる一つの母体、據り所、そういうものが平野さんは建設されつつあ

るというのですが、僕等もあるということに何か理論で持つていけないだろかと思うのであります。その点私は今後考へなればならないと思うのであります。そういう立場を取りますと、私はこの事件以来色々なスローガンなどを拝見して居りまして、選挙権の要求、それから民生委員に対する要求⁽¹⁰⁾、これは非常に矛盾を感じます。外國人なのですから選挙権は要らないといった方がいゝと思う。公安の維持は日本人がやることになつて居るのであるから、その庇護を法律上受けいゝが、そこに参加する権利を要求するということは、自づから外國人たる立場を捨てゝ居るのではないかと思うのです。非常に民主的な國家になれば……民主主義的な國にあるような、あゝいう立場を認め得る訳です。これは同等に要求していゝのです。あゝいうことを要求することに稍々矛盾があるようだと思ふのであります。それに関連して私は今後と雖も所謂少數民族ということは、外國人ということを捨てゝ居る訳で、僕の思う少數民族というのは、他民族であるがその國の國籍を持つて居るという感じが非常に強い訳です。少數民族という観念も捨てる。従つて選挙権など、ということは、外國人に與えることはない訳です。そういうことも要求しない、要求すると非日本人ということにかぶりついて、外國人であるということは自ら毀しつゝあるように思ふのです。これ等の問題は、私日本人たる朝鮮人が、純然たる國籍を持つて居るかどうか。朝鮮の國籍を持つて居るかどうか。國籍を與えるものとの國があるかどうかという問題に専らかゝつて来る

と思うのです。この点私は今のような状態は國際法上にないことだと思ひますので、筋の通つた理窟で考え出せばいゝので、その基礎をなすのは、日本も朝鮮も連合國下にあって國際法上の完全な國家ではない。しかるに朝鮮は完全な國家に上がるとして居るのですが、國家でない日本に居る朝鮮人がその地位にまで上がって居るのではないか。日本に対して対等である。従つて日本に対してはこの朝鮮といつ一つの地域的な朝鮮という國を持って居る。國籍を持つて居るのだということを主張し得るのではないかと思うのです。況や現在連合國が認めることを主張し得るのではないかと思うのです。況や現在連合國が認めの政府が出来つゝあるのだから、朝鮮は一つの独立単位に上りつゝある、対等であるという理窟を考えれば、日本に対しては外國人であるということがいゝ得るのではないかと思うのですが、この点研究を要します。この場合に現在出来るであろう政府、あれは外國に居る朝鮮人が認める義務があるかどうかということですが、これはこの問題とは別のことであるのですが、一時的なものとしてその朝鮮といつものには、連合國の意志によつて或る程度形態を與えられることによって、独立した形態を得たという理由になるのであって、その政府を認めるか認めないかは別であるということを、在日朝鮮人が主張する場合に、今の政府に服さなくていい、ということだけははつきりして置かなければならぬかと思うのであります。そのことは朝鮮人が外國人である、所謂少數民族ではない、外國人である。朝鮮の國籍を持つて居るのだけいう理由は、日本人に対する関係に於ては朝鮮といつもの連合國

の意志のもとに独立単位として認められて居るのだと、現に政府は形成されつゝある以上は、より多く主張できる時期に立つて居るのではないかということを研究すれば、日本に於ける朝鮮人の地位というものを非常に明確にし得るのではないかと思うのであります。繰り返して申しますが、選挙権、民生委員の要求は、外國人としての地位を捨てるということになるのではないかと考えるのであります。平野先生が云つたより少し強い気分を持つて、従つて選挙権に対する要求に対しても、寧ろ考慮する價値はないのだ、主張しないほうがいいのだという立場を取つた方がいいのではないかという気がするのですが、不用意ですがそういう方向に行つたらいゝのではないか。特別にステータスがあるのですから……。そうしますと、こういう論據が立てられますと、

教育問題も簡単な訳であります。純然たる外國人の國籍を持つて居るのだと、日本とはステータスがあれば同じ地位だといえる。これが一つの朝鮮に対する國籍を與える母体であるということを、連合國の立場から日本に主張しても矛盾はないのではないかという論も出るのですが、私は選挙権と民生委員の要求ということは、実は意外に思つて居るのです。所謂少數民族であつて、日本の國民としての立場を案外承認して居る行き方ではないかと思うのです。昔國民としての権利を主張して居つた當時の頭が、現在支配しておるのではないか。非日本人であるから外國人である。そして我々は朝鮮の國籍を持つて居るのだ。朝鮮ということは連合國で認めて居るのだ。日本と同じような連合軍

の配下に於て地位を持つて居るということ、この方向に進むべきだと思うのであります。國際法というのは、理窟があつても都合よく使つていけばいいのですから、強制力はないのですからね。國際法というのは自分が都合よいように解釈して行けばよいのです。各國とも國際法の解釈、意見は區々なのです。そういうようなルーズな考えを私は持つて居ります。朝鮮はそういう方向で闘つて行くうちに、日本よりも早く出来ると思うのです。日本に於ける少數民族であるということをいってはまづいと思います。國籍の問題も、純然たる朝鮮の國家があるのではないかと僕は解釈して居る。昔の法令に拘泥わり過ぎて、少數民族の権利、ステータスに拘泥わつて居るのではないかと思うので

す。

鹿地 少し附加えさして戴きたいのです。ご意見で少し示唆を受けたのですが、南鮮、北鮮があゝいう関係になつて居るのですが、これで國籍問題が不安になつて来る。南朝鮮にアメリカの傀儡ができるといったような場合、私はこう考えるのです。この点だつたら中國の例が参考になりはしないか。つまり中國では軍事委員會、國民政府下に於ける金若山さんが居る訳です。これは國際交渉團体として自分を承認させるために、戦争中ずっと韓國「(各國?)」と交渉しながら、その闘いをやり続けたのであります。國民政府がうまく多數を擱んでこればお前の方を立てゝやると云つたのです。何れは「何れも?」少數だ

けだったのです。しかしこれも何とか自分の影響化「影響力?」を以てそれ等の問題を処理していく、國際交渉團体として自分を認めて呉れと、こういう二つのものが存在し得た訳であります⁽¹⁾。二つのものが存在し得たということは、戦争中朝鮮が独立國家ではなかつたということで、據り所がないために、國籍というものがナショナリティーといふものからイコールが引けない。けれども将来を予想しては二つのものがあり得たと思うのであります。ここに直ぐさま陰謀としてやらることは、南の國家が設置されたらその國籍を持つかどうかということが問題になって来ると思うのであります。ですから直ぐさま國籍という形で問題にするよりは将来統一的朝鮮ということを見越した上から、日本の國際交渉團体を認めて、それを認めさせるということが妥當ではないかと思うのであります。その態度ですけれども、北朝鮮でも南朝鮮を支持する訳でないから統一朝鮮が出来る時期を我々は待つて居る。その國籍を持つために、日本に居る朝鮮人を纏めて、國際交渉團体として過渡的に容認されたいという主張があるべきではないかと思うのであります。そうしますと在日朝鮮人というもの、國際交渉團体として承認せよという鬨になつて行けばいい、と思うのです。それで眼目となつて居る民法、刑法その他問題は、その國際交渉團体として、日本という一つの完全に独立はしていなければならぬ、一應國家との間に発生する法律上の問題として残されるべきだと……、交渉されるべき問題だと思うのであります。政治上の権利に関しては仰しやる

通り、選挙権等は外國人としてはこういうものは要らないのだ。教育問題でも自分達がやるのだと、こういう建前を取つて差支えない、こう考えるのですが。

平野 私も一寸附加させても戴きます。私の形成されつつあるという意味は、南北朝鮮が統一される、その國家が出来上るということで、國籍の問題を余りがっかりと出すことはどうかという見解なのであります。國際上指導して行くのは、指導原理というのは、尾形先生の云われたように持つて行くべきである。たゞ日本國內の問題を處理する場合、具体的な問題、營業税の問題、財産税の問題、学校問題という具体的な問題を扱う場合は、矢張り純然たる外國人であると同時に、少數民族と云つた訳でもない。少數民族に準ずる地位として規定していくことが、例えば學校教育の問題とすれば、そういう律法令「立法例」を立てる場合に、純然たる外國人となつてしまふと、當面文部省のいうように、あつちは日本人だといつてしまふ。交渉する標準を具体的に出す場合、今の二つの概念といつますか、純外國人という指導理念を持ちながら、しかも純少數民族といつていなない関係、殊に嘗ての帝國主義時代に於て被抑圧民族として日本に大勢入れて来たという觀念をもたせなければならぬ。日本の國家義務を觀念させるためには、昔は随分抑圧して朝鮮の言葉を教えたことがあるのだから、現在はこれをより保護しなければならないということに関連するため

に、何か欲しいという意味合いで、従つて選挙権の問題に就ても、當然日本では民主政権が出来なければ、無理に純少數民族に対しても選挙権を與えないだらうと思うのです。與えなければ與えないでも、選挙権を主張するときに、國家的な義務を課せしむることも出来るというような意味合いでいゝのではないかと思うのです。例えば教科書、教員の資格問題がどうしたって起こつて来る訳です。これは力関係でこれを絶対に認めない訳ではありませんが、日常問題の処理として、純然たる自主的な関係は認められないと思うのです。當面文部省に対しては、教育審査委員会があるので、この自主教育を主張して居る建前上、矢張り別個の教育審査委員会を設けなければいけない。朝鮮の子供を教えるために、資格委員会は別個に作らなければならない。その中には少なくとも朝鮮人の権威者が入つて行かなければならぬというような主張も全部導き出されて来る。若し純然たる外國人としてしまえば、今の朝連は認めないですから、どうしてもそこで具体的に交渉して行く日常生活の鬭争の処理する基準として、そういうことも考へられて来る。導きの意圖を持つて来ようという含みもあつた訳であります。極東委員会に持つて行くためには、尾形先生の案の方が多いゝと思います。國內問題の時は私の方が多いゝと思うのです。

布施 私も矢張りこの問題に就て、特に研究して來たという意見を持つて居る訳ではありません。しかし長いこと独立運動に携つて朝鮮

人に接觸して居つた感じから、色々具体的なことにぶつかつて考えさせられたこと等から出て来る私の意見です。私は日本に居る朝鮮人諸君の國籍が極めて曖昧だ、外國人だか日本人だかはつきりされないような取扱い方を受けて居ります。何とかこれをはつきりさせるような研究を進めて見たらどうかというようなことも、一二三の方と話したこともある位です。この問題に就ての感じは深く持つて居る訳です。しかし朝鮮に居る朝鮮人諸君の國籍問題として、これは外國人であるといふことに就ては、或は朝鮮人であるといふことに就ては少しも疑いを持たずにはつきりして居るという氣持でこの問題を見て居る訳です。今平野先生、尾形先生、お二人の御意見としてのうちに聞くと、朝鮮に統一政府が完全に出来上がつていないので、殊に朝鮮人の國籍といふものは矢張り何か完全に取扱われていいものゝ如く、これを完全に主張するためには、少し無理でも、或は技術的にでも相當特色のある理論づけをしなければならないということを意外とする程、朝鮮人の國籍問題ははつきり外国人であるということを主張していくのだというふうに思つて居る訳であります。その理由の一つとして、丁度今鹿地さんの云われた中国に於ける朝鮮人の立場に於て、戦時中でも朝鮮人が交渉團体としてというか、それは交渉團体ということは、所謂交渉團体という、まあ戦争中に於けるというか、軍事関係に於けるといふか、そういう意味でのことであるが、寧ろ朝鮮の國家を主張して居つたものであろうと考えられる程、從来の朝鮮人が日本の併合侵

略に反対する憤りを持つて居る。餘儀なき力関係に於て侵略、圧迫、併合という朝鮮國家の抹殺、朝鮮人の國籍を日本に繰込んだという事実があつたにしたところで、朝鮮の國家というものが李朝の朝鮮であったということ、その李朝が日本の侵略的な合併條約によつて形式上、表面上、朝鮮という國家は抹殺された。従つて朝鮮人の國籍というものは、日本の國籍に入れられたとはいふけれども、それは表面だけのことと、形式だけのことなのであつて、矢張り独立する朝鮮ということが、また侵略併合に反対する朝鮮人の朝鮮というものは生きていたのだ、國家的に生きていたので、それが今度解放されたということによつて、日本の侵略から解放されたのである。解放されたということは、日本の國籍に無理やりに入れられられてしまつた、その日本の國籍から解放されたことである。それによつて朝鮮の國家というものは復活したのだと、こう私は見ていいのではないか。朝鮮の國家が復活すると同時に、朝鮮の國家に國籍を有すべきものである。國際法上の原則として見た國籍というものは、どういうふうに取得するか、それは両親が朝鮮人であつた場合に於て、また勿論朝鮮に生れた、或は日本に生れた、それにしたところで立派に朝鮮の國籍というものは持ち得るという國籍の繋がりの上から見るといつた方がいいのか、或は別の言葉で表現すべきであるかは、今直ぐ気付かせんけれども、何れにしたところで朝鮮人の國籍というものが、朝鮮に居る限りに於ては、もう立う日本から解放されて日本との縁が断ち切れた限りに於ては、もう立

派に朝鮮國家が復活して、そこに日本に対して外國人であることを主張し得る立場にあるのだというふうに私は考えて居つた訳です。しかし日本に居る朝鮮人という関係に於ては、併合されて日本の國籍には入れられたといつても、まあ日本の法律の總てが朝鮮に適用されていた訳ではない。勿論圧迫的なものは總てより以上適用されることは居るが、保護される権利として認められる選挙権というようなものは、勿論朝鮮人に適用はされていなかつた。しかし日本内に居る朝鮮人に対する保護される権利として認められる選挙権は認められて居た。こういうような立場は、朝鮮に居つて朝鮮が解放された、即ち祖國を奪還した朝鮮人としての國籍は當然復活するという見方と幾らか違うものがあるのではないかというようなところに、私は日本に居る朝鮮人の國籍問題は何とかはつきりしなければどうも割れない何ものか残つて居るように感ずるということを云つて居つた所以なります。朝鮮に居る朝鮮人が、たとい李王朝下の朝鮮が併合された時に、李王の朝鮮ではない、矢張り別の朝鮮というものがあつた。完全に出来上がつてはいないといつたところでそれは政府問題ではない。矢張り國家というものは片苦しい法律論をやつたり、面倒なものがあるか知れませんが、私はあり得るとして復活したのだと、こういふうに見ていいのではないかと思います。憲法は國家の形成に関する基本的な法律であるとはいひますが、そしてまたこれに極めて片苦

しい法律的な解釈をしたならば、完全でも不完全でも、その國家を形成する憲法が出来ない、いちは、國家が完全に形成されたのだというような考え方も持たれないではないかも知れませんが、しかしそれは観念的な、形式的な理論なのでありますて、國家の自主的な民族の中に、國家形態に於て制約された一つの集團生活としての國家というものが出来て、そこに國家の形の上に憲法をつくつて、そしてこれを國際的に宣言をするというような性質のものと見ていいのではないかというのであります。性質から見たならば、まあ朝鮮は解放された、日本から離れたということに於て、もう立派に独立して居る國家である。その國家は民族的に、國際法的に見て正しいと思われる。朝鮮の國家に属する國民という立場を持ち得る關係のものは外國人であることは疑えないと、そういうふうに私は主張していくと思うのであります。それから在日朝鮮人に於ては選挙権の問題ですが、これは併合當時、解放前に於ては本當に日本人的な取扱いを形式的には受けて居つた訳であります。しかし解放された後は朝鮮人に対しては選挙権は認めていらない訳であります。この選挙権を認めていないということはどこから来るかといえれば、勿論選挙権の條件としては、その國の國民であることを選挙法が規定して居る。その國民であるという條件で、朝鮮人が當嵌らないということになつた意味で、朝鮮人は選挙権が與えられないというような具合に取扱れて居るようなことから見れば、矢張り日本に居る朝鮮人が日本の國民ではないということを具体的に取扱う

日本人の取扱いを受けていた朝鮮人が、今は日本の國民としてゞはなく、非日本人として認められて居るばかりでなく、今尾形さんから云われました外國人であるという立場に於て、選挙権を要求するということは矛盾ではないだろうかという考え方、これは朝鮮の方の前でお話しを聞いた時にもそういうことが非常に問題になつて居ることを感じられたことがあります。今独立して日本との関係を離れた朝鮮人が、また選挙「権」を要求するということになれば、もとの併合當時の朝鮮人の立場を認めるものゝ如く解釈されるというような意味で、こゝに矛盾を感ずるものがあることを見られて行つたように思われるのですが、しかし私は矢張りこういう問題は選挙権の條件としてその國の國民であることなどということが大きな問題なのであって、これは除去されるのが當然なのである。しかもこういう條件が選挙法に入つて居りますのは衆議院議員の選挙権は國民であることの條件が入つてゐて、そうしてその選挙法が道府県会の選挙にも、市町村会の選挙にも適用される。或は準用されるというような天降り的な関係になつて居るから、選挙権が國民たることを條件とする必要とす其他役員としてどれだけ重要な働きをしておつたかという実例を私は

見ておるし、又あることを信じておるのであります。そういうような点からいえば朝鮮人の共同生活の上に結付けられた生活の実態というものは、どうしたつて日本人と一緒に持つべき権利はこれを持つて主張するということが言わていゝのだという意味です。選挙権は國民たることを條件とするあるのがいけないのであって、朝鮮人が外國人であるということを主張するからそういう意味で選挙権を獲得することは矛盾があるというようなことの考え方を持たなくともいいのだ。寧ろ外國人に選挙権を與えないような國家主義の法律を改められる糸口を求める意味に於ても、これだけ下部の方で離れられないような生活をしておる朝鮮人であるというようなことから選挙権の獲得の強調もやつたところで差支ない。殊に納税の義務は遠慮なく浴せられるのですし、若もその中の都民税とか市民税とかいうものになりますと現実に朝鮮人がその政治グループの中に於ける生活状態が外のものとの比較に於て、結合の連合に於て課せられておる税金であつて、そうしてこの問題に何等の喙を入れることが出来ないというような立場に置かれること自体が、朝鮮人としての生活を圧迫されるだけであるというふうな工合に考えられるものが非常に多いのであります。そういうような関係から生活も困難になり遂には小さなヤミもやらなければならぬいうことになる。又その彈圧に就ての警察等の動きというものに恐ろしく差別的な反感的な態度を取るものがあることからいえば、公安委員会といふものに就ての朝鮮人の参加、発言権というようなものも絶

対に必要になつて來るのでないかという風に私も考えておるのでありますからそういう問題と国籍の問題は別にして考えていいのではない。國籍は飽く迄これは非日本人であるという立場、それは日本に対しての外國人である。その外国人であるという國籍の母体は動かないが、それは勿論日本から解放された朝鮮人である、その朝鮮というものは國籍の母体として国家形態を持つておるのかといったならば、私は國家の実態を持つておるのだ、形態は未だ完全ではないか知れないけれども実態を持つておるのだ、どうしてその実態を持つておるかといえば、不当な侵略併合をされたのであって、朝鮮人全体がそのことを承認していかつたことである。それを頭から抑へておつたのだ。これが解放されたならばそこに母体があるのだということで行つて矛盾なしに、気持その儘でいゝ得ると考えておる譯であります。しかしそういう朝鮮の國家の実態、國籍の整理が今の儘で行つたらどうかということになると、不完全なものではないかと思うのであります。人の国家としても今の国籍法なんか不完全なものですが、朝鮮に於ける国籍法⁽¹²⁾というようなものを整理することが必要だらうと思います。日本の國家とともに今の国籍法なんか不完全なものですが、朝鮮に於ける整理をする上に人籍法というものを作ることが必要であろう。そうして朝鮮の國籍をはつきりして行けば、自から日本におる朝鮮人もやはり外国人であるということになることは疑いがないというように考へ

ていゝのではないか。更に日本における外国人がこの覚書にとらわれる必要がないという尾形さんの御意見は私も同感です。がともあれ今のところこれが問題となつておる譯です。相当此の覚書⁽¹³⁾を見ますといふと、日本に在留を希望する朝鮮人は日本残留により日本的一切の法令取締規則に適用されることを充分承知の上で善處せなばならないということが掲げてある。これは今迄の朝鮮人関係の指令に現れた政府当局の立場から行けば、朝鮮人に對して一切の取締、つまり公法關係に於ても司法關係に於ても義務を強要するというような点にばかり重点を置いて主張されておるようです。しかし一切の法令取締規則に適用されるというその一切の法令取締規則といふものは、日本における限りに於てのそれこそ國際法上から見た属人的な關係に於て、日本の治安を害するとか、何か日本の限りに於ては此の日本人の支配と同調しなければならぬ關係のもの、これは勿論権利として主張し得べきものは保護も受くべき「であり」義務として、課せられたものは義務にも服さなければならぬということは考えますけれども、属人的に日本人でない外国人が、日本の治安或は日本人との同調を絶対に必要とするものでない限り、法律問題に就て日本の法律が適用されるという理由はないという、これはこういう覺書なのか、又こゝにもつと基本的な權威のある法律理念といゝますかそういうなものに依つてこの問題は考えて行つていゝのではないか。そこで学校の問題等も朝鮮人が外国人である限りに於て、又民族の特殊性を認められる限りに於

て、日本の法律を以て律せられなければならないのだという理窟も成立たないといつて反対することが出来るのではないかと、こういうふうに私は考えておるのであります。勝手なことを主張するというのではなく、そういう主張の仕方が朝鮮人の諸君に都合がいゝようにしておるのも、又私自身の從來の考え方を無理に堅持しようという意味でもありません。私は朝鮮人の国籍問題は、もう朝鮮における朝鮮人に就ては政府が出来る出来ないに拘らず、はつきり主張し得るのだということで議論はないところ決めておる譯であります。そして唯だ日本におけるものに就ては從來の關係上、どうも割切れないものがあるということになつておるが、しかし從来日本における朝鮮人に對して国家として国民として取扱つておつたかどうか。選挙権にしても公法的な關係にしても、又從来は辯護士試験なども取ることも出来たのですが、今はこれも問題になつておるようです。そういうような点から見ても國家が朝鮮「人」を合法的に日本人と同じように認めておつた總てのものを取上げておるのである。そういう意味で朝鮮人は日本に於ては外国人である。謂ゆる非日本人などという嫌な文字を使う必要はない、立派な外国人である。それは外国「人」登録令に登録したことによつても明白なのだところに私は考えていいのではないかと思つておるのである。それを理由付ける為に個々の問題を、こういう場合もあアいう場合もというようなことは、調査して行きましたならばもつと明白に今私のいつたような主張を裏付ける證據も事実もあると思つ

ます。私は大体そういうふうな一應考え方があることを申上げて皆様に研究して戴きたいと思います。

金 今意見が相当出ましたけれども、一應纏めて見ますと、御意見で一致しない点があると思いますが、その点に対し話進めて戴ければいゝと思うのです。大体尾形先生鹿地先生の御意見によれば、一應朝鮮に國家があるという立前からやるということ、その故に日本における朝鮮人は当然外国人であるということ、そういった意味に於て、例えば鹿地先生の意見によれば現在日本に於ても朝聯とかそういうものが過渡的に国際交渉團体として認められ、そういう活動をすべきだということ、そういつた意見から出て選挙権とか公安委員、民生委員そういうものに対する要求闘争が、これは甚だ疑問があるのでないか、何となれば、謂ゆる朝鮮人は少數民族ではないということ、外国人であるからこういう要求は余りよくないではないかという御意見であります。平野先生は朝鮮國家というものは明確に形成されるといふことは中々困難ではないか、これは形成されつゝあるという過程と見なければならぬ。その為に現在日本に居る朝鮮人は明確な外国人と見ることは中々困難である。それ故に朝鮮人は解放された少數民族であるから保護を加えなければならない。チエッコ、ポーランドの例を見てもそういう意味で民法上の権利能力の場合に於ては日本人と同様である、営業税、縣市民税も納めるだろうということ、但し政治上

の権利能力選挙権というような問題にたいしてはざつくばらんに行けば戦術的に斗争した方がいゝではないか。在住する権利というようなものに関しては別に意見はございますが、結局此の点から見ますと、平野先生と、尾形先生鹿地先生の意見として最も違うことは、はつきり外国人である、朝鮮に国家があるという立前で見る場合、カイロとかボツダム宣言からそう見るという立前、それに平野先生はそこは未だ困難だ、外国人ということをも假定的に見るべきであつて既定すべきではない、そういう面から色々な権利、政治上の能力としては戦術的に斗争が必要である。少數民族でなく外国人としてやるべきである、それで選挙権とかそういうようなものを要求するのは中々難かしいの受諾というものと平行して既にあるものだということ。布施先生はそうではなくて復活であるといわれる。これは面白い問題だと思います。朝鮮は李王朝という封建的なものによつて支配されておつたけれども、その下に流れておつたものに朝鮮國というものがあつたと、それが日本に合併されて主權を取られ強制的に日本の國籍に入らされていたに過ぎないのであつて、現在朝鮮は解放されたのだから復活出来る。だから朝鮮〔人〕は当然外国人たる立場を復活することが出来る。國籍問題に関しては布施先生の意見は謂ゆる属人的な関係を持つているのではないか。こういう点をこれから論議すべきではないか。在日朝鮮

人の選挙権の問題に関しては平野先生の理論が「と」或る程度異なって戦術的に斗争するのではなく解放前に日本における朝鮮人が一時的に選挙権等も持つておつたが、今はないのであるが、選挙権も民生委員も積極的に要求すべきである。結論的にいえば國籍と選挙権等は別に考えてやつて戴きたいという議論が出ておる。中々多岐に亘つておるのでありますが、平野先生の御説も面白いと思います。

尾形 布施先生が一番進歩的ですね。（笑聲）唯だ誤解してはいけないと思うのですが、國家があるから、朝鮮國があるから外國人であるというのではない。連合国から見て、日本という関係から朝鮮といふものは同等であると、こうなつておるのでよ。

布施 そうですね。

尾形 國際的な関係で日本と同等の資格を持つておる。そういうふうに國際法というのは先づきも申しましたように、自分の都合いゝようやればいいのです。我々は特に考えますが無條件の降服でしよう。これは何の無條件降服か外務省も分らない。日本の武装力の無條件降服か、主權はあるというか、……しかし主權はないといった方が得だろうと思いますが、皆連合国がもつておるというが、私今疑問を持つておるのです。しかば條約を調印すれば主權国家になりますが、調

印する迄は主權がない。兎も角分らない。主權がなければ全然發言出来ない譯です。やはり都合のいゝように解釋する。

鹿地 それに就て戦争前、ドイツは日本より早くその問題が起つた譯です。その場合色々論議された。それが重慶辺りでも反映しておつた譯です。その扱ひ方ですと、ドイツなんかとことが材料になつておる譯ですが、ポツダム宣言の受諾ということからして、一應つまり日本が有利だという一切の問題に關して矛盾だという考え方をソビエトなんか取つておる譯ですね。^[14] 従つて同盟国の管理下に於て主權を民主的に作り上げて行つて修繕したところで、今度は講和会議を対象としての主權を代表して行くものを擇えて行くという立前と取つておるのです。大体その方は今度の戦争の場合、合理的であると思うのです。日本のようなやり方は人民に取つて不利な形だと思うのです。それからもう少し付加えさして戴けば、布施さんが仰つたことは気持の上ではそのまま承認出来るのです。又尾形様のいわれたことと僕がいつたことゝ格別に食違つていないとと思うのです。唯だ實際問題として僕等は此の問題は権利の争いというよりは斗争の問題ですから、同盟国がどういう態度を取つて来るかということを考慮して行けば、ポツダム宣言の実施という形から決まつておる。それは又我々の権益になる譯です。そうしますと無論國權は回復するということは間違いないのです。ですが、ポツダム宣言によつて承認され、一應其の形でこの次に浮び上

つて来る恰好が問題になる譯で、どこに国籍問題が結付いて来るかと
いうことになると、宣言、つまり国家によつて形を取つて来ることに
なる。そのことを考慮に入れゝば斗争に有利な方向を取ることが出来
る。尾形さんの解釋のどうでいゝという意見⁽¹⁵⁾もそこにあると思うので
す。それで結局國籍の問題に関する限り、軀て形成される朝鮮国とい
うものに予定される國籍を僕等は主張すると、その問假定的に今度の
戦争のような場合、非常に大きく浮かび上がつて來ておる國際承認團
体としての形を取つて来ると、今度は實際問題としてこの國で生活を
して行くのに僕等は一定の報酬が必要になる譯ですね。その問題は現
実にどのような状態に置かれておつたかということが立前になると思
うのです。で選挙権を過去に於ては持つておつたのだし、税を拂つて
おつたのだと、その色々な問題があるのだとすれば、それを将来予定
される朝鮮人としての國籍を持つ人に、その見地から居留民として自
分達の利益のために主張する。それを國際交渉團体がやつて行く。既
得権はこれは過去に収得しておつたものは、当然過去に於て必要とし
ておつたものだから、現在この過渡的立場で必要であるということ
で押して行けます。多くのことがこの見地から獲得されて行くのだと
いうことで、それから先は斗争の問題になります。こういう過渡的な
状態を利用して、日本人側からは外国人だといつて置き乍ら過渡的な
状況を朝鮮人に対しても不利なよう不利なようにと来ることは決まつ
ておるのであるから、その一時的交渉を引受ける團体として、民族的な

立場から有利に有利に戦つて行く。それには過去の既得権を土台に置
いて行くことが考えられるというのではないかと思います。

布施 私は主権の問題に就てはこういうふうに考えておるので
カイロ、ポツダム宣言で朝鮮の獨立は約束された。この点に於ては主
権が回復したとか國家状態が當面的に復活したのだとは未だ言えない。
然しあの無條件降服の九月二日の降服文書受諾、あれが約束の実行と
して朝鮮の主権は解放されたのだ、國家の実態は復活したのだという
ことが、朝鮮の復活という問題に就て時期をはつきりする。同時にこ
の関係が日本の主権とはどんな関係に置かれておるかということ、日
本國家の主権というものは國際法的に見て勿論今制約の下にあつて主
権があるとはいえない状態にあると思う。しかし日本國民に対する関
係に於ては、日本の主権はあるといわれておる。ドイツの状態と日本
の状態とは違う、こういうふうにいわれておると思います。その日本
の主権が日本人を支配しておる関係に於て、嘗つて日本人を支配して
おつた、即ち朝鮮人を日本人として支配しておつたその関係に於ては、
やはり日本の主権から朝鮮の國民は支配関係を解放されたと、こうい
うふうに私は見ていいのではないかというふうに思う譯です。そうし
て行けば論理的にも矛盾なく、主権問題にも觸れて説明も出来るし、
解説も出来るというふうに私は思つておる。それから朝鮮の新しく出
来る政府、この政府というものによつて色々な法律も出て来るでしょ

う。その法律の中には謂ゆる國籍法というか、民籍法というか、兎も角日本の憲法でも國民の資格は別に法律によつて定めるといった意味の法律が出て来るでしよう。私は寧ろ國家の主権は國民にあるといつた如き憲法が、國民の資格を決定すべきものだという意見を持つて見ておるので⁽¹⁶⁾、兎に角将来は國籍のない法律というものが出来て来るだらうと思うのですが、しかしそういう法律はどんな形で出て来ようとも、やはり属人的な関係に於ての國籍を規定する上に於て、南鮮が作つても北鮮が作つても國籍の形に就ては違ひがないと思います。両親がどう、結婚した場合夫の國籍とか、妻の國籍とか、或は歸化した場合の國籍關係、そういうようなものに就ては、そう違つたものは出て来ないだらうと私は思つております。それからもう一つ思出したことでいゝ足りなく思つておりましたことは、この覺書の中にも市民権というものに就て取得しなければならないとか、失わなければならぬとかそんなことに干渉するものでないということが挙げられておるのでですが、これは市民権と國籍取得というものは、一應属人主義的な原則によつて決められるものではあるけれども、その自由ということは許されるという原則である。従つて個人の意志に従わない、即ち國家が併合されたとか、或は地域が分離されたとかいうようなことが出来るというような例もある。現に日本のおつかぶせの法律で、日本の國籍を無理に持たせられていたものは、それが自分の意志ではな

いということで日本人としての國籍は無効と確認された判決例があります。今私手許に判決を持つていませんので内容のはつきりした御説明は出来ませんが、そういう判決のあつたことは事実です。そういう立前からいつても私は日本におる朝鮮人は解放されたということへ、先程いつたように日本人として國籍を持たせられていた時の待遇というものが全然変つて來たということで、外國人であることの主張は充分出来るというふうに思つております。これをどういうふうな形で今まで段階に……謂ゆる過渡的というような時に、最も有効に彼等が納得するように、彼等に押詰めるように主張して行けるか。又一般の大衆の理解に訴え易いような理由を持つてこれを取上げて行こうかというようなことは、勿論戦術として当然考慮しなければならない問題だろうと思います。そのことは全く原則的な研究ではなく、斗争手段としての研究というものからそこに考えなければならないことは当然だと思つております。それからもう一つ、謂ゆる弱少民族、被圧迫民族として扱われた朝鮮人に対し、日本に在留するものに日本は賠償的に相当優遇しなければならない。或は保護しなければならないという要求は当然出してよいのではないかと思います。又そういう主張をある程度迄は出しておられたようですが、しかし日本の政府は日本の國民に対する生活の保證其他の施設に於ても到底手が延びないというような状態であるのだから、それ以上賠償的の朝鮮人の保護とか特別の施設を要求されるというようなことに就て、積極的な彼等の義務履行を

求めることは極めて困難な状態であると思います。しかしそれはやはりあの対日講和條件等に就て論議されておりますように、例へばアメリカで澤山賠償額を要求してそれを外の國にも分けてやるというようなやり方、そして今度の朝鮮を解放させるようになつた進駐軍の勝利國家の立場というものは、朝鮮に対する日本の從來の搾取彈圧のある処遇が、洵に見るにしのびない状態であつた、その残酷さから救うという意味でのそれであるという点から、やはり引揚げることを進駐軍側の方ではやつて呉れなければならぬことであらうし、日本に在留する朝鮮人諸君の帰国し得ない状態というものは中々一と口にいゝ切れないので複雑なものがあつての在留であろうということを考えますこ

と、そういう立場にあるに拘らず、実際の生活関係は非常に困難な実状にあるという点からいえば、これは進駐軍側の方で元々在日朝鮮人の保護という問題を、先に獨立を約束し、又實現として呉れたといふ氣持を捨てないで、相當このところを引張り出して行かなければならぬのではないか。これは獨立させた解放したということはみんな在日朝鮮人が帰れるものとして、帰ればいいのだ、残つておるもののが勝手だというようなことをいおうとしたことは、全く実状を無視した進駐軍の態度だと私は思うのです。こういうことはよく実状を訴えなければいけない。この覚書などで見ると在日朝鮮人は解放してやつたのだから簡単に朝鮮に帰ればいいのだというもの、ようく思うのですが、そんな譯にいかないのだという現実をよく見て貰わなければなりません。その理由は……私は全くとてつもないことばかり考へるので、これは實際は人種均一、雜婚から行かなければならない。そういう意味で國際結婚の奨励と、二世の保護というものを特別重きを置いて、こういう人達を保護して行くことが絶対に必要だという考え方をしておる譯であります。そういう意味で進駐軍も本当に世界平和を希求しておるならばこのことをやはり考えて貰う必要があるのでないか。殊に今度の学校問題に就てはそういうことを考えて貰わなければならぬかと思ひます。これは全く飛離れた進歩的な意見か知れませんが、現実と結付けて考へるのであります。

韓　　今迄朝聯の方ではどういうふうに考へていたかということを申上げた方がいいと思うのです。聯盟の方では大体四人の先生と同じ考え方を持っておりました。聯盟の主張はカイロ、ポツダム宣言の受諾を以て、我々は朝鮮人に戻った、還元した、朝鮮人としての権利を復活したのだ、我々は完全に非日本人である。我々を外国人として待遇すべきだということを主張する。我々は少數民族ではないのだということ、多數民族が一つの國家を構成したところの中にある一部の少數民族というふうに待遇して貰つては困る、そんなものではない。だから財産税とか非戰災税とかそういうようなものは我々は拂うべきではないのであります。今の日本の税金は非常に高いのですが、これには戦争負担と占領軍の費用が大分重なつておる。そういう金は我々は拂

うべきものではないのだ。却つて我々は君達から取るべき性質のものである。だからこんな高い税金は拂う譯にはいかない。平時の額なら拂うのだ。だからその税金額を聯盟の立場からこれを査定して拂えるものだけ我々は拂おうではないか。こういう考え方でやつておる譯です。それから権利はどうするか。選挙権など勿論直ぐ貰えないということは百も承知である。しかし将来進歩的な國家に於ては、属人的でない、獨自的な立場からその地方に住みよいようにすればいいのだ、将来は勿論なるのだけれどもこういうことを主張しなければならない。我々は大衆を啓蒙して行かなければならないのです。君達は我々に何も呉れないと義務を押し付けることはいけない。唯だ義務を押し付けられてはアそですかと何ともいわぬ譯にはいかない。ですから戦術として我々は使つておる。だから一面から見たら外国人だといゝ乍ら選挙権や民生委員の権利を要求することは矛盾しておるということになるか知れないが、又教育費を日本国家が負担しろということは國民みたいなことをいつておるようになんか知れませんが、実はそんなものではないのだ。つまり両刀を使うというか、或る時は向うの弱味を突いて行く、又或る時は非常に外国人だということを強く出すというようなことで行く譯です。聯盟としては兎も角勝つということ以上には考へない。それ以下も考へない譯であります。結局力の問題だと思うのです。

布施 それから問題になるのは、私は盛に法廷では主張をしておるのですけれども、今後の朝聯の立場です。これが一番問題になると思つております。若し南鮮政府が出来ると日本とどういうふうな交渉、接渉を持つようになるかということが非常に問題になる。朝聯というものは……朝鮮人が外国人として日本に六十万在住する、即ち朝鮮より外にない。アメリカでも四十万しか来てないそうだから六十万外国人がいるという例は一寸外にない。そこに國家交渉も起れば、國民間の接觸も起る譯です。それで處理すべき國家代表というものは何もないのだ。これをやつておるのが朝聯なのだという意味に於て朝聯の存在を理解されなければならないと思うのです。これは今度どういうふうになつて行くか極めて重要だと思います。

金 さつき私がいつたことを補助します。今の教育問題に就てですが、アメリカではこうだというが、それは当嵌らない。我々は世界に類のない存在であるし、今いつた通り日本もはつきりしていなし、朝鮮人自身もはつきりしていないのであるから、國際法でいつて日本の法律を適用する日本「人」と同様に取扱うということを、日本人自身も勝手に解釋しておる。我々はそう考へない。だから日本國內に於ても本当に民主的な國家にならば少數民族は個々に教育することは自由ということになるけれども、ブルジョア國家に於てはそうなつてい

座談会「在日朝鮮人問題に就て」(1948年)

據はある。それでやろうとすれば銃剣で以て押えられるから少し引込んでおるのですけれども、こゝはデリケートなのですがね。さつきいつたように南鮮にアメリカの占領下に無理々々政府が出来ますれば、

君達に何か指示があるだろうという。我々はあれは單選だから反対だ、

あの政府は許さぬというと、あれは單選ではないのだ國民政府が出来るのだ反対しては駄目だという。我々は集会を持つてはいけないということになつていたのですから、だから恐らく将来我々は今迄のような行動は非常に制限されるのではないかと思うのですがね。鹿地先生のいわれた交渉團体ということが出るかどうか。

(布施氏退席)

尾形　来ますね。朝鮮國というものを形成して、朝鮮の國籍ということで押して来ますね。此の間ニュースを戴いて見たのですが、今まで南鮮から視察に来るとありましたが、あれに対し態度を示さなければいけないと思いますよ。

布施　その場合交渉團体でなくして北朝^(マ)は一つの南朝^(マ)以上の立場に於ての國際的な立場を持つ譯でありまして、それを代表するという意味に於ても認められる譯ですね。

韓　北朝^(マ)政府を連合軍では認めない譯ですよ。

鹿地　その場合その方がいゝですかね。

鹿地　その場合その方がいゝですかね。

尾形　どつちがいゝですかね。

韓　連合軍の方で北の方を認めない。南を将来國際聯盟に入れてす。盛んな行動はやつておるので。つまり南鮮も北鮮も單選は認め

行くという空氣がある。これだけが朝鮮の政府だという風に押して来ると思われる。向ふの手先が日本に来ておりますからね。あれが今度謀略を以て押して来ます。

李　我々もそれで南鮮に対して何回も聲明書⁽¹⁹⁾を発表しておるので

ない。今言つたように統一政府が出来なければ認めないと聲明しておるのです。

金 私は大体斯う考えるのです。これは感情的には例えれば今度のことが朝鮮國家の復活だということがいえると思うのです。けれどもはつきり科学的に論理的にそうはいえないと思うのです。今そうちとすれば李朝の大韓とかいう國の國籍を持つのではないかということも出来ると思うのですが、それを一應抜きにしてこの事に閑しまして北朝鮮の憲法にはつきり出ておるのであります。朝鮮憲法草案第二條に

第二條⁽²⁰⁾ そうなつております。このことは明瞭に一九四五年以後からのことが人民共和國であるということがいわれており、その主権は人民委員会に任されておる譯であります。我々は此處に所属するものであるといふことを持つて来なければならないと思うのです。書記長から今話がありましたがけれども、南鮮も北鮮も單獨政府はいけないといわれましたが、北の方は單獨政府ではない。新しく人民委員会が出来たのですから單獨政府ではない。我々は一九四五八年八月解放された時から人民委員会というものが全朝鮮的に組織を持つておる。今活躍しておるのですが、これが南朝鮮に於て軍政長官に弾圧をされたのであります。四五五年十月十日に否認されたのです。⁽²¹⁾ 人民委員会が二つあつてはいけないということで否認された。この否認すること自体カイロ、ポツダム宣言を破るものではないかと思うのです。そして李承晚というよう

な反動を立てゝおるのであるが、本当に朝鮮の獨立運動を繼續してやつて来たのは人民委員会であるのです。これが解放されて新しい憲法草案を作つておるのであります。何も北朝鮮が單獨政府だということはいえないと思うのです。朝鮮國家の場合は王政復古的な復活の形ではなく、新しく生れた共和國であるという考え方であります。選挙権の問題に関しては一應現実に色々な状勢で朝鮮人は外國人だと威張ついてもペちゃんこにやられる、又状勢が違つて來たし……精神的なものでなく、力関係で動くものである。こう状態が變つて來たので我々は戦術として斗争目標が違つて來るのであります。國籍問題、公安委員の問題は現実的に要望すべきではないかということで、日本人の中に入つて斗争をやるべきである、外國人だという名前を貰つても何もならない、そういうような現実的な面からやつていかなければならぬと思うのです。次に今後の問題として南朝鮮に單獨政權が出来るが、それは日本にどういうような形で来るだろかということを考えなければならぬ。我々の一つの考證と致しまして提供したいことは、今度南朝鮮の選挙で日本に居住する朝鮮人は選挙権を與えられなかつた。その理由は南朝鮮國內に住んでおるものだけ選挙権が與えられて、日本に住んでおるものには色々な関係で選挙権がないということになつたのです。ですから日本に居る朝鮮人は何等あの單獨政府には責任はない。

的にもその政府に対し責任がないのであるから、連合國の政策としても如何なる国に於ても治外法権を持つべきでないということをいつておるのであるから、朝鮮單獨政府が國連に加盟したといつても日本の國內法というものを侵害するような権利は此處で行使することは出来ない。そこで日本における朝鮮人に対して政治的な方面からどのくらいの圧迫を持つか、又朝鮮人聯盟にどのくらいの影響力を持つか、その問題の見透しそういうことを若干具体的な形でお話し願いたいと思うのですが。

尾形　それは問題にして置きまして、先生方もお帰りになつて了つたし、もう一寸時間もありませんし……これは面白いと思うのですよ。

鹿地　私も今日は一寸用事がありますから……

金　それでもう一つ正統な民主團體が四十何團體それに北鮮の政府とを網羅して、それこそ朝鮮全同胞の代表が集つて歴史的な會合が持たれた譯なのです。それを李政府は否定しております。で南の方でもそういう團體が盛に働いておる。選舉に於ける單選に對しては特に聲明も出ておる。南の斯ういつた問題がどういうふうになるか、これは力の問題ですけれども、しかもそれ「に」対して或る程度常識を越えた、世界の輿論を無視した力関係が今後どういうふうになるかとい

うことをお伺いしたいのですが、又此の次の機會にお話し願いたいと 思います。有難うございました。

補注

(1)

特定の指令をさしているものではないと思われる。

(2)

一九四七年五月二日に施行された外国人登録令をさすものと思われる。在日朝鮮人と一部の台灣出身者は、日本国籍を保持しているとの政府見解にもかかわらず、登録令の「適用については当分の間外国人とみなされる」と規定され、その国籍欄に「朝鮮」と記入するよう指示された。

(3)

連合國軍最高司令官(SCA P)が発表した在日朝鮮人の法的地位に関する方針のこと。同年一二月に朝鮮人の集團帰還の期限が終了するのを前にして、一一月一二日にSCA Pは、日本に残留する朝鮮人の法的地位を明確にするために「日本にいる朝鮮人で總司令部の引揚計画に基づいてその本国に帰還することを拒絶するものは、正当に樹立された朝鮮政府がかれらに對して朝鮮國民として承認するまで、その日本国籍を保持しているものとみなされる。〔略〕帰國を拒絶する朝鮮人は、またかれらが關係する日本の刑事裁判手手続きについて占領官憲の審査を受け権利を失う」とする発表を行なつたが、在日朝鮮人のみならず朝鮮の世論からも強い反発を受けたため、SCA Pは一月二〇日に内容を一部修正して再度発表を行なつた。そこでは、「占領当局は、市民権の保持、放棄又は選択に関するいかなる国籍のいかなる者の基本的権利にもなんら干渉する意図を有しない」と言明しながら「日本の適当な法律および規則」に服すべきであるとした点は変更しなかった。

(4)　外国人登録令に關して朝連が「外務省」に覚え書を送ったというのは、「内務省」の誤りであろう。朝連は、当初登録令に反対する見解を表明していたが、一九四七年八月には「外国人としての正当な待遇を受ける」ことを条件として、登録に応じる立場に變つた。同月二八日に朝連中央

総本部外務部と内務省調査局との間で、「登録令に関する外国人としての一般的待遇を保障すること」、警察官は登録に関わらないことなどを記した覚書が交わされ、朝連は登録実施に協力することとなつた。

(5) 森戸辰男文部大臣。一九二〇年東京帝国大学経済学部助教授であった事件時に執筆した論文が朝憲紊乱に当たるとして新聞紙法違反とされた事件(森戸事件)で知られる。戦後社会党(右派)代議士となり、一九四七年五月から翌年一〇月まで文部大臣を務めた。阪神教育闘争など朝鮮人学校の待遇問題で朝鮮人団体側と交渉したことがある。ここで指摘されている森戸の発言は、一九四八年四月二七日衆議院本会議などにおいて、朝鮮人学校問題に關して森戸が、「現在日本に在留する朝鮮人は、昭和二十一年十一月二十日附総司令部発表により、日本の法令に服しなければならない。従つて朝鮮人の子弟であつても、学齢に該当する者は、日本人同様市町村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならぬ」と答弁したことをさしていると思われる。

(6) 注(3)に記した一九四六年一月二〇日のSCAP発表のこと。

(7) 何をさしているか不明。

(8) 朝鮮の独立運動家、政治家(一八七六—一九四九)。一九一九年上海で組織された大韓民国臨時政府に参加し、一九二六年國務領(總理大臣)となつた。一方で韓国独立党を率い、愛國團の名でテロによる抗日闘争も展開した。日中戦争勃発後、中国国民政府臨時首都の重慶に移り、国民党の藍衣社系グループの庇護を受けた。臨時政府の軍事組織として光復軍を組織したが、中国軍に従属する地位に甘んじるなど、国民党政府との関係は必ずしも良好ではなかつた。解放後、南朝鮮に帰国し、左翼批判の先頭に立つたが、南北分断に反対する立場から南北連席會議に参加するなど、民族的立場を最優先する点では一貫していた。

(9) 朝鮮の独立運動家、政治家(一八九八—?)。一九一九年に義烈團を組織して抗日テロ活動を行なつたが、民衆を基盤とする抗日運動を目標として一九三五年南京で朝鮮民族革命党を結成した。日中戦争期には他

の政派と連合して朝鮮民族戦線連盟を結成し、桂林、漢口などで朝鮮義勇隊を組織して日本軍への宣伝活動などを行なつた。しかし、左派の色彩の強い義勇隊の活動は中国国民党に警戒されることとなり、解散せざるを得ず、金元鳳は重慶で臨時政府・光復軍に參加した。解放後、ソウルに帰り、南朝鮮民主主義民族戦線議長となり、南北連席會議參加後、北朝鮮に残留して、朝鮮民主主義人民共和国國家検閲相、労働相、朝鮮労働党中央委員会労働部長などの要職を歴任した。桂林、重慶で鹿地と親父を結び、中国国民党との關係でも似た立場にあつた。

(10) 解放後の在日朝鮮人運動においては、政治的権利獲得に関して参政权要求とともに民生委員への採用を要求する活動が展開された。一九四七年九月に公布された民生委員令(勅令)には、国籍条項・戸籍条項がなかったため、在日朝鮮人も民生委員になることができたが、一九四八年に制定された民生委員法では、「市町村議会の議員選挙権を有する」ことがその要件とされ、在日朝鮮人は委員から排除された。

(11) 日中戦争期の国民政府支配地域に金元鳳派と金九派の二つが存在したことを探していると思われる。

(12) 民籍法は一九〇九年に大韓帝国政府の法律として制定されたが、一九二三年に朝鮮戸籍令にとって代わられた。ここでは、朝鮮人の戸籍に関する法令一般の意味で「民籍法」という言葉が使われていると考えられる。

(13) 一九四六年一月二〇日のSCAP発表のこと。

(14) この発言部分の意味は不明。

(15) この部分も原稿どおりとしたが、「尾形さんが言われる、都合のいい解釈をとるしかないという意見」という意味であろう。

(16) 日本国憲法では、第一〇条で「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」としており、その要件を定めた国籍法(明治三年法律第六六号、昭和二五年法律第一四七号)では、出生の時に父が日本国民である場合にその子は日本国籍となるなどの規定、外国人の日本国籍取得(帰化)

座談会「在日朝鮮人問題に就て」(1948年)

の規定などを設けている。しかし、旧植民地住民の国籍（国籍の取得・喪失）に関しては規定がない。布施辰治は、ここで述べている見解にしたがって、自ら執筆した「憲法改正私案」に国民の資格を定めた条文を盛り込んでいる。その意義に関しては、解題を参照されたい。

(17) 非戦災者特別税のこと。片山内閣期の一九四七年一月の税制改正で導入された。赤字財政を立て直す税源の一つとして、戦災を受けている者から特別税を徴収することとした。「非戦災者特別税法」によれば、家屋を賃貸する非戦災者に賃貸価格に応じた税金を一回限りで課すとされ、一九四八年一月末を納付期限とした。この特別税に対しても大衆課税となるとして反対の声があった。

(18) 南朝鮮単独選挙のこと。朝鮮の統一政府樹立を議題とした米ソ共同委員会が決裂し、国連監視下の南北朝鮮での選挙実施も不可能になると、アメリカは南朝鮮での単独選挙によって政府樹立の方針を固め、一九四八年二月単独選挙実施の国連決議をとりつけた。選挙が実施されたのは、この座談会の一週間前である五月一〇日のことである。

(19) 朝連は、朝鮮人学校閉鎖反対闘争と並行して、南朝鮮単独選挙に反対する声明などを発表するとともに、一九四八年四月二〇日から単独選挙投票日の五月一〇日までを「南朝鮮単独選挙・李承晩政権反対救国闘争週間に」に設定して、単独選挙反対の活動を展開した。

(20) 第二条の条文を入れるつもりであったようだが、原稿には引用されていない。一九四八年二月一〇日に北朝鮮人民会議が発表し、九月八日に最高人民会議で採択された朝鮮民主主義人民共和国憲法第二条は、次のとおりである。「朝鮮民主主義人民共和国の主権は人民にある。人民は自己の代表機関である最高人民会議と地方各級人民会議を通じて主権を行使する。」

(21) 朝連中央書記局書記長である李心喆のこと。

(22) 一九四五年八月一五日の朝鮮解放直後、人民委員会などの名称を持つ朝鮮人による自主的組織が結成され、統治権力へと育つていった。九月

六日にはソウルで建国準備委員会が呼びかけた全国人民代表会議が開かれ、朝鮮人民共和国の樹立が宣言された。しかし、進駐してきた米軍はこれらを左翼団体とみなし、一〇月一〇日に人民共和国を否認する軍政長官の談話を発表し、各地の人民委員会の弾圧に乗り出した。朝連は、人民委員会を主体とする南朝鮮民主主義民族戦線に構成団体として参加していたので、ここで「人民委員会に所属する」と語られているのである。また、北朝鮮の地域では各地の人民委員会を基盤として、一九四六年二月に北朝鮮臨時人民委員会、翌四七年二月に北朝鮮人民委員会が成立し、これが朝鮮民主主義人民共和国政府につながった。

(23) 一九四八年四月一九日から二八日まで平壤で開かれた全朝鮮政党・社会團体連席会議のこと。南北の政党・社会團体五六の代表六九五人が参加し、全朝鮮の総選挙、外国軍隊の撤退、統一政府の樹立などを決議した。